

○国土交通省告示第四百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十九年四月二十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道34号改築工事（大村拡幅・長崎県大村市久原一丁目地内から同市久原二丁目地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 長崎県大村市久原一丁目及び久原二丁目地内

2 使用の部分 長崎県大村市久原一丁目及び久原二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県大村市久原一丁目地内から同市久原二丁目地内までの延長1,890mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道34号改築工事（大村拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道34号は、鳥栖市を起点とし、佐賀市、武雄市、大村市、諫早市等を経由して長崎市に至る延長約138kmの佐賀県及び長崎県の主要都市間を相互に結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道34号（以下「現道」という。）は、大村市街地部の南西部を通過し、沿線には店舗、住宅等が連たんしているため、地域住民の日常生活による地域内交通と佐賀県及び長崎県の主要都市間の物流等による通過交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、道路幅員が狭小な2車線の道路であることから、交通容量の不足により、各所で慢性的な交通混雑が発生し、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、大村市久原二丁目地内において、29,099台/日、混雑度は2.09となっている。

本件事業の完成により、現道は2車線の道路から4車線の道路に拡幅され、交通容量が向上することから、現道における交通混雑の緩和が図られ、円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年3月に任意で同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境影響評価を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足するものと評価されており、また、騒音については一部環境基準を上回るものの、低騒音舗装の施工により環境基準を満足するものと評価されていることから、起業者は、以上の環境影響評価結果を踏まえ、低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線の道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和26年4月23日に都市計画決定され、平成3年

2月5日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、大村市長を会長とする国道34号等大村市内幹線道路整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県大村市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 長崎県大村市久原二丁目地内